

千曲市復興計画住民説明会② 議事録（要旨）

○開催日時 : 令和3年1月18日（月）午後7時～9時

○開催場所 : 屋代公民館 講堂

○出席者 : 小川市長
大内総務部長、竹内企画政策部長、島田市民環境部長、竹内建設部長、
齊藤経済部長、小林企業立地担当部長、荒川健康福祉部長、
中曽根次世代支援部長、滝沢教育部長、堀内議会事務局長

○参加者数 : 市民6名、報道関係者2名 計8名

1. 開 会

2. 市長あいさつ

（第1回説明会と要旨同様）

3. 千曲市復興計画（案）の説明

（第1回説明会と要旨同様）

（事前に配信した動画を使った計画内容の説明）

（感染症対策のため換気及び暫時休憩）

4. 質疑応答

（質問者①）

・遊水地を整備する計画について、イメージがしにくい。どのような計画なのか教えて欲しい。また、復興計画には遊水地の記載しかないが、以前は霞堤を閉鎖するという話があった。そちらはどうなっており、遊水地計画との兼ね合いはどのようなものになるのか。

・遊水地を整備する際には、台風被害にあった地域の住民を含めた説明会を開催して欲しい。

・河床掘削の具体的な実施方法を示して頂けるとありがたい。

・被災した地域の固定資産税の評価見直しについて、評価替えの年に行うとなっているが、災害の翌年度には反映できるよう、早急に土地家屋、償却資産の評価基準の見直しを行うことを要望したい。

(回答：建設部長・総務部長)

・遊水地整備は「信濃川水系緊急治水対策プロジェクト（以下、「治水プロジェクト」という）」の中で実施される。ご覧になれる方は千曲川河川事務所のホームページに掲載されている資料をぜひご覧頂きたい。

千曲市内では「中・新田地区の霞堤付近」と「八幡地区の霞堤部分」の二か所で遊水地が計画されている。また、千曲川中流域ということではこの他に「塩崎（長野市）の聖川上流」で同じ計画があり、合計三か所で進めていく。

霞堤の閉鎖との兼ね合いだが、遊水地の整備はおおむね霞堤を閉鎖することとイコールになると考えて頂きたい。遊水地部分を千曲川の本堤防と同じ高さの堤防で囲むことで池のような形になる。千曲川の水位が一定以上になると、この池の部分に水が流れ込み、その水を溜めるという機能になる。

ただ、実際の計画案はまだ出ていない段階。今年度は霞堤の中にどのような建物や施設があるかを調査しているところ。大きな工場や施設があることから、その扱いをどうするのか考慮した上で、遊水地の面積や深さを決定する必要がある。来年度から測量や地質調査が始まり、今後どのような形にしていくかの設計を行う中で、地元の方や有識者のご意見を伺っていく予定。情報は随時皆様にお伝えしていく。

なお、昨年12月には中・新田地区と八幡地区の地権者への説明会が開催されたが、その際の説明内容も河川事務所の治水プロジェクトに関するページに掲載されているのでご覧頂きたい。このページについては、千曲市のホームページからでも見るように調整しているところ。

・被災地域の住民を含めた説明会については、コロナウイルスの状況が改善されたところで、市から河川事務所に要望するつもり。現状では大人数での説明会を開催することは困難であるため、必要に応じて資料の提供をさせて頂くことで代えさせて頂きたい。

・河床掘削については、治水プロジェクトの中でロードマップが示されているが、これは千曲川と言うよりも信濃川全体の掘削となっている。

最終的には令和9年度までにすべての完了を目指しているが、これは千曲川の流れのネックとなっている「立ヶ花狭窄部（中野市）」と「戸狩狭窄部（飯山市）」の改修と並行しながら徐々に進めていく必要がある。全体のバランスを見ながら掘削を進め

なければ下流域で破堤することに繋がるため、国でも色々な計算をしながら進めているところ。

また、本日から国会が召集されており、この中で河道掘削に関する予算が審議される。予算が決まり次第、どの部分をどのように掘削するのかといった具体的な案が示されると思うので、その際には皆様にもお知らせしたい。

・固定資産税については、家屋と土地に掛かるものがある。まず家屋に関しては、災害直後から減免措置を実施し、納期を遅らせるということで対応してきた。また、家屋に損傷があり価値が下がるという場合には、評価をし直す必要があるため税務課までご相談頂きたい。なお、自宅に住めなくなったため、家の建て替えや、リフォームを行うなどした場合、これを令和6年3月31日までに実施すると固定資産税が2分の1になる制度もあるのでこちらもお相談頂きたい。

次に土地に関しては、現在評価替えの時期となっているため、専門のコンサルタント業者を入れて調査を実施しているところ。次の固定資産税の額には反映させる。

(質問者①)

・長野市でも固定資産税の見直しを行った。被災した戸数は長野市の方が多いが、市全体の割合から言えば千曲市の方が高い。先ほどの回答とは次元が違って、被災状況を次年度に反映できるようにして欲しいと要望している。復興計画の中の表現もそのように変更できないのか。

(回答：総務部長)

・結果として評価替えの時期となってしまったため、とりあえずはこのまま実施させて頂く。

ただ、以前も同様の要望を頂いているので、長野市の担当者にも確認をした。それによると、やはり被害の大きかった長沼地区を念頭に固定資産税の見直しを行ったもので、松代地区や篠ノ井地区などでは考えていなかったということだった。

そうは言っても、できる限り早く実施する方が市民のためになることから、復興や税務の考え方の中で再度検討していきたい。

(質問者②)

・千曲川の管理は国と県に分かれているので、本当に治水プロジェクトを進めていけるのか。遊水地の令和6年度までの見込みはどのようなものになるのか。

・篠ノ井橋の下に泥が溜まっているが、その片付けはどうなっているのか。

・栗佐地区の霞堤周辺で水が漏れる所には矢板を打った方が良いのでは。

・霞堤部分を2～3m掘り下げて、そこに野球場や陸上競技場を作ってはどうか。

(回答：建設部長・企業立地担当部長)

・おっしゃる通り、千曲川は国と県の管理に分かれている。県としても一括して国が

管理できないか国に打診しているが、中々難しいようだ。その中で千曲市の遊水地計画については、治水プロジェクトの中でやることが決まっているので、遅滞なく進めていければと考えている。

- ・河川の一部で泥が残っているという件について、千曲川では河川内に民地が残っており、これを河川内民地と呼んでいるが、そこで農業を中心に営んでいる。こちらについては市で責任を持って土砂の撤去を完了している。

それ以外の部分、河川管理者の国土交通省が所有している土地や、しなの鉄道の下については、河川内民地に当たらないため市では撤去できなかった。それら土砂についても、千曲川の流量確保に繋がることから早急に撤去するよう当時から国にお願いをしている。

- ・矢板について、今回の災害で一か所、野高場で水漏れを確認した。民地側で水が湧き出していたが、矢板を入れて止水をした。その他の箇所では漏水が確認できなかったため、基本的に民地側の法尻部分にコンクリート積のブロック張りをして堤防の強化を図っているところ。

- ・霞堤を囲む遊水地については、堤防を築いて内部を掘削するのかわらないのかといった方法を現在検討しているところ。掘削をしない場合は地役権を設定し、普段は耕作できるようになる。どのような形になるかまだ分からないため、分かり次第お伝えしていく。

(質問者③)

- ・当時、尾米川ポンプ場を停止しておきながら、アクティオのポンプを動かして水を排出していたのはなぜか。

- ・大型土のうの設置について、予定では1mの大型土のうを二段積むと説明があったが、実際に設置したのを見ると小学六年生の腰程度の高さであった。本当にこれで完成と言えるのか。

- ・昨年議会の資料では、大型土のうによって、新田区・中区は水害がなくなることがシミュレーションされている。対して杭瀬下区・栗佐区は水害に遭うことが記載されている。そのようなシミュレーション結果があるのになぜ対策をしないのか。

- ・尾米川ポンプ場の内覧会時に、ポンプを動かす際にはサイレンなどで知らせたいと要望した。その際、市の職員は「良いご意見なので至急上の会議にかけて対応します。」と回答した。にもかかわらず、その後何の返答も対応もない。本当に危機感があるのか。

- ・千曲市だけ罹災証明書の発行が一月半も遅れた。その遅れのせいで住民は半年、一年の間家に帰ることができなかったし、冬の間床も壁もない状態で暮らしていた。

今後同じような災害があつて罹災証明書を発行する際に、また他の自治体と違った

おかしな対応を繰り返すつもりか。

・災害時、被災住民は一週間も外で掃除をしていた。にもかかわらず市の職員は誰一人として来なかった。杭瀬下を回ってきてくれたのは、小川市長と和田市議会議員、荒井県議会議員だけだった。本当にこのような対応で良いのか。

(回答：建設部長・総務部長)

・尾米川排水機場のポンプは、千曲川の水位が杭瀬下の水位観測所でおおむね5mを超えると構造上排水ができなくなる。そのためお借りしたポンプを使って排水を行った。対応として、それしかできなかった。排水機場のポンプを故意に止めた訳ではなく、動かしても逆流してくるだけという状況だった。

これに対して堤防を越える形で排水するポンプに変えてはどうかというご意見もあるが、排水機場の建設当時、そういった形状のものを設置することについては一切国から認めて頂けなかった。そのため市内にあるポンプ施設で、市が建設したものについてはすべて下から排出する形状になっている。

今後ポンプ場の改修などがある際には、上から排出できる形状での設計も検討したいが、国との関係もあるためどういった回答になるかは分からない。ただし、仮に上から排水する形状のものが設置できたとしても、河川法の中で、一定以上の水位となった場合には排出をやめるよう指示がある。そのためそのような状況で排水すれば法律違反となり、かなり厳しい処分が下る。結局実情としては、一定以上の水位となった場合には排水は停止せざるを得ないとご理解頂きたい。

今回、アクティオのポンプで排水をしていたのは、その段階で既に災害が起きていることから、災害救助法の中で少しでも住宅地の水位を下げるための対応だった。

・大型土のうの高さについて、霞堤は上流に向かうにつれ段々と低くなっていくため元々高さが足りない。動画の中でも、霞堤の上端部分を回り込んで水が出たことが説明されている。

そこに堤防と同じ高さまで大型土のうを積むと、霞堤の堤防自体が不安になってしまう。そのため、今回の災害での洪水痕跡高である標高363.5mに対して、霞堤の上端部分で標高364mとなるよう大型土のうを積んでいる。50cm程余裕を持たせて積むことで、水を溜める機能を持たせた。

・大型土のうを設置すると、確かにシミュレーション結果では新田・中地区から浸水の着色部分がなくなる。ただ、テレビの取材でもお答えしているが、基本的には千曲川に水を出すことができない限り内水氾濫は起こる。これは先ほど説明した通り、ポンプ場から水を排出できないため。

そこで一番重要となるのが、国に要望している河道掘削であり、これに尽きるのではないか。また、下流の水位を下げるという意味では遊水地も重要となる。

・サイレン等で知らせたいという要望について、私の耳には入っていなかった。

申し訳ございませんでした。担当者に確認し、対応について大至急詰めさせて頂くのでよろしくお願ひしたい。

・罹災証明書発行の遅れについては率直にお詫びしたい。これまで経験がまったくなく、発災直後は調査の方法すら分からない状況だった。そのため国や災害応援の自治体から調査方法を教えて頂きながら進めた。

罹災証明の調査には二通りあり、一つは被災地域を包括的に見て判断する方法。もう一つは戸別に調査をする方法で、基本はこちらとなる。例外として包括的に判断できる場合があり、これは大きな被害とともに「外圧」の有無がポイントとなる。この「外圧」は水の力で家屋が倒れているとか、窓ガラスが割れて室内に大きな被害があった場合を指している。

調査を始めるにあたっての災害応援チームの見立てでは、千曲市は確かに浸水被害を受けたが、長野市の長沼地区のように水が押し寄せたというよりも、下から徐々に上がってきたものであり、「外圧」には該当しないということであった。そのため基本である戸別調査を開始した。

しかし調査が進み、実際に地元の方のお話を聞く中で、想定よりも大きな力がかかっていたのではないかとということが分かってきた。また、市民の利益という点でどちらが良いのかということも改めて考えた。長野市では長沼地区があった関係で包括的な調査を実施したが、当然そちらの方が市民にとっては良い結果となる。そこで当時の市長と話をし、すでに調査を開始してはいるが、ここで腹をくくって方針転換すべきという結論になった。これは今後、国の検査を受ける際に「包括的な調査では駄目」という判断をされると国の補助金を返還することも考えられるが、その場合は市の単独財源でやるという覚悟を決めたということ。

こうした経緯があり、調査のやり直しをした分遅れてしまったことについては心からお詫びしたい。今回大きな災害を経験したが、その反省を活かして、今後復興計画の中で、きちんとした調査や罹災証明の発行について進めていく。

・災害時の職員の対応にお叱りを頂きましたが、発災直後には岡田前市長と私で被災地区を回らせて頂いた。また、一週間ほど経ってから当時の杭瀬下区長と一緒に、岡田前市長と私、危機管理防災課長の三人で杭瀬下地区を一日かけて歩いて回り、皆様からお話を聞かせて頂いた。

その間他の職員は何をやっていたかと言えば、大変な災害であったため、それぞれの持ち場で精一杯災害対応を行っていた。確かに住民のお宅へ直接行くことは中々できなかつたが、公園や施設、公民館、保育所といった所も大変な被害を受け、その復旧を一生懸命やっていた。また、災害ごみについても職員自ら出て、手分けをして片付けを行っていた。

罹災証明に関する業務についても、被災直後から年内いっぱい位まで、休日は返上

で、毎晩 12 時頃までかかってやっていた。当然その間は通常業務ができないため、年が明けてからまた夜中までかけてそちらをこなしていた。

そのような状況で、市の職員も一生懸命やっていたということをご理解頂きたい。

(質問者④)

- ・心身のケアに関する支援について、資料ではどのような方法なのか分からないが、具体的にはどういったものなのか。また、現在も実施しているのか。
- ・地域版防災計画策定について、具体的にはどのようなものか。「安全」ということに関しては色々と説明があったが、「安心」ということでは説明が足りないのでは。
- ・実情を考慮した防災訓練について、具体的にはどのようなものか。
- ・出前講座について、講座自体は現在も色々とあるが、災害についての講座というのは具体的に見えてこない。
- ・災害時住民支え合いマップや地域リーダーの育成について、地域の方の参加についての記載であると思うが、住民がどのように関わるかということが記載されないと漠然としたものになってしまうのではないか。また地域リーダーとして消防団があるが、その入団促進は現在も進めていると思うが、それが上手くいかない場合に別の手段があるのか。

(回答：健康福祉部長・総務部長)

・本日の資料は抜粋であるため記載していないが、計画案ではもう少し詳細な内容を記載しているところ。

具体的には災害が発生した場合に、保健衛生として消毒等の感染症予防や、避難が長期化した場合に避難所での健康相談、その後帰宅された場合もケアが必要な方には継続的な支援を実施する。主な取り組みとして、高齢者や障がい者などの要支援者等で登録のある方に対しては保健師や福祉担当職員が訪問や電話で確認を行う。また、園児やその家庭についても同様に支援を実施する。なお、保健センターでは随時健康相談を実施しているところ。

・地域の防災計画について、現在市全体の地域防災計画を改訂している。それに加えて、例えば屋代地区であるとか、実情によってはもっと細かく屋代 1 区・2 区といった小さな単位の防災計画も作る必要があると考えており、市長の公約でもあることから今後進めていきたい。

この計画を作るにあたっては、水害が重点となる地区もあれば土砂災害を心配する地区もあるし、避難所からの距離が違うなど地域によってかなり実情が異なる。そのため住民の方を中心に考えて頂き、住民自ら作って頂きたいと考えている。市はその相談に乗ったり、アドバイスをさせて頂くなど色々な方法でサポートしたい。実際に、他地区ですでに計画を作り始めた所もあるし、作ることを決定した所もあるので、

区長さんを中心として各地区で進めて頂きたい。

・防災訓練について、これまでの訓練は市で一か所重点地区を決めて実施していたが、色々な訓練を「やるだけ」となってしまうていた。そのため訓練内容をもう少し絞る必要があると考えている。例えば、いざという時に「逃げることだけ」に絞った、より実情にあった訓練を実施する。なお、昨年実施する予定であったが、コロナウイルスの関係で中止となってしまった。

・出前講座について、色々な内容があり、その中で防災に関するものがある。地区で要望があれば市の職員が出かけて行く。例えば災害の際に事前に逃げる方法を決めておくマイタイムラインを一緒になって作成することを考えている。

・地域リーダーについては、現状では地区の防災に関する代表ということでは何と言っても消防団ということになる。計画的に団員に防災士の資格を取得して頂き、消防団を辞めた後もその経験を地区で活かして頂くということで進めている。

団員の入団についてはこれまでも課題となっている。若い人が少なくなり、また価値観が変わってきたことから入団頂くことが難しい。それでもお店の割引など入団時の特典を考えたり、訓練などは最小限の負担で済むよう活動内容を整理したいと考えている。もちろん報酬などの待遇面でもしっかり考えて進めていく。

(質問者④)

・心身のケアを現在も続けているかについて回答頂いていない。

(回答：健康福祉部長)

・発災時の避難所や、一時的に避難をされた方については毎日保健師がケアを実施した。その後、10月後半から12月にかけて被災された世帯に訪問、電話、来所頂くなどにより、約1,000世帯の状況把握に努めた。その中で継続的なケアが必要な方についてはしばらくの間ケアを続けた。

現状では、被災された方へのケアを継続していると言うよりも、被災の有無ではなく、日頃からケアの必要な高齢者や介護が必要な方に対して訪問や面談を実施している。

(質問者④)

・罹災証明を出した方に対して心身のケアをしていないということで良いか。

(回答：健康福祉部長)

・必要な方にはしている。

(質問者④)

・必要な方というのはどんな方か。

(回答：健康福祉部長)

・避難された方の中で、特に大きな怪我をされた方はいなかった。心のケアについては適時相談会を開いている。窓口は開いているが、人数については現時点では把握し

ていない。ただ、ここまで一年余り経過する中で、特別に継続している方はいないと聞いている。しっかり確認をとって必要な方にはケアを実施するが、被災したことで病んでいるという方はもともと疾患を持っていることもあり、そういった方に対してのケアは確実に継続していると考えている。

(質問者④)

・そういった窓口が開いていることは知っているが、心身のケアは範囲が広い。例えば災害について意見があっても発言するチャンスがないなど様々。そのため計画に心身のケアを掲載するのであれば、具体的なものを記載すべき。その方が市民も安心するのでは。

(回答：事務局)

・本日の資料は復興計画案の抜粋。実際には心身のケアに関しても詳細な内容を記載している。説明資料が簡略化されていて申し訳ない。

(質問者④)

・共助についても詳しい資料が他にあるならば、どういったところで市民が登場するのかなどを詳しく知りたい。

・いくら安全にしても、大規模災害は中々防ぎきれない。その中で市民が安心するためには「支え合い」という心の安心が必要となってくる。台風 19 号による災害は忘れることはできなし、被害が元に戻ることもないというのが被災者の気持ち。復興計画はそういった方たちが希望を持てるような「備えられる」や「安心は支え合いで行われる」といった心の面での記載が必要ではないか。

安心は人によって違うので、物理的なことだけでなく、支え合いや市民の参加があり、復興計画があるといった記載をして欲しい。

(回答：事務局)

・復興計画の中では、「自助・共助・公助」という形で「コミュニティ」の記載があるが、この部分に不足がないか、ご意見を聞きながら見直しを行う。

5. 閉 会